

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第3回ワーキンググループ検討分

2014年10月6日
国際協力機構審査部

1. PPP F/S等へのガイドラインの適用

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」回答

問．協力準備調査（PPP インフラ事業）および中小企業海外展開支援事業は、JICA 環境社会配慮ガイドラインが適用されるのですか？

答．協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及・実証事業）は、JICA 環境社会配慮ガイドライン適用対象となります。

なお、協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業）については、以下 HP をご参照ください。

協力準備調査（PPP インフラ事業）:

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html

中小企業連携促進基礎調査：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html

案件化調査：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html

普及・実証事業：http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html

1. 2 第3回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 協力準備調査（PPP インフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。
- その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリ A 案件）は実施しないことを明らかに示すこと。

以上